

# ほどがやお弁当まつり出店者募集要項

主催／保土ヶ谷区・保土ヶ谷区商店街連合会・保土ヶ谷区食品衛生協会

申込み・問い合わせ先  
保土ヶ谷区地域振興課地域活動係  
電話 045-334-6302  
FAX 045-332-7409  
E-mail [ho-chiiki@city.yokohama.jp](mailto:ho-chiiki@city.yokohama.jp)



# 目 次

1. 本事業における実施概要	2
1 事業概要	2
2 実施期間	2
3 募集店舗数	2
4 出店料	2
5 申込み×切	2
6 申込み先・問い合わせ先	2
7 申込み方法	2
2. 本事業の流れ	3
1 出店者説明会へのご出席	3
2 食品表示ラベルの作成	3
3 「ほどがやお弁当まつり出店申込書」の提出	3
4 出店者の決定・出店日等のお知らせ	4
5 出店	4
3. 出店にあたっての募集条件	5
1 募集条件について	5
2 出店資格について	5
3 出店日、回数等について	5
4 出店者説明会について	5
5 お弁当について	5
6 食品衛生について	6
7 精算について	6

## 【お弁当まつり開催にあたって】

○飲食店の来店者数が減少している情勢の中、1人でも多くの方に気軽に各飲食店の味を楽しんでいただくと同時に、地域のお店を知ってもらう機会を設けたいと考えていますので、積極的に申し込みください！

○お弁当にチラシを入れ、お店のPRをすることもできます！

※詳細は出店者説明会にてご案内いたします。

○新型コロナウイルス感染症の状況により、今後、お弁当まつりの開催を中止とする場合がありますが、予めご了承ください。

# 1. 本事業における実施概要

## 1 事業概要

区庁舎敷地内において、区内飲食店舗のお弁当販売（テイクアウト）を実施します。

なお、各店舗から区庁舎までのお弁当の運搬及び販売は、区の契約した委託事業者により実施するため、各事業者様には、お弁当のご用意のみ行っていただきます。

## 2 実施期間

令和3年1月18日（月）～3月12日（金）のうち月・水・金曜日（予定）

※各事業者様の実際の販売日は、期間のうち一部の日程となります。

※期間は、申込み状況を含めた諸状況により、変更を行うことがあります。

## 3 募集店舗数

上限は20店舗とします。

※申込事業者数が多数となった場合、抽選となる場合がありますので、ご了承ください。なお、申込多数の場合は区内の個人事業主や保土ヶ谷産の食材を使用した出店者等を優先します。

## 4 出店料

不要です。（各事業者様には商品となるお弁当をご用意いただくのみとなります）

## 5 申込み〆切

(1) ほどがやお弁当まつり出店者説明会出席申込書

10月29日（木）17時（郵送の場合、消印有効）

(2) ほどがやお弁当まつり出店申込書

11月27日（金）17時必着

※申込みの際に必要な書類等は、出店者説明会にてご案内いたしますが、申込書や食品表示ラベルなどをご提出いただくこととなります。

## 6 申込み先・問い合わせ先

<申込み・お弁当まつりに関する問い合わせは…>

保土ヶ谷区地域振興課地域活動係

〒240-0001 保土ヶ谷区川辺町2-9

TEL：334-6302 FAX：332-7409

Eメール：ho-chiiki@city.yokohama.jp

<食品衛生（食品表示ラベル含む）に関する問い合わせは…>

保土ヶ谷福祉保健センター生活衛生課食品衛生係

〒240-0001 保土ヶ谷区川辺町2-9

TEL：334-6361 FAX：333-6309

Eメール：ho-eisei@city.yokohama.jp

## 7 「ほどがやお弁当まつり出店者説明会出席申込書」申込み方法

郵送・Eメール・FAX・直接持ち込みのいずれか

お弁当の内容の詳細など、本募集要項に記載されていない事項については、出店者説明会にてご案内いたします。

## 2. 本事業の流れ

### 1 出店者説明会へのご出席

本募集要項に記載の「3. 出店にあたっての募集条件」(P. 5)をご確認いただき、条件をご了承いただける事業者様のうち、ご出店をお考えの方は出店者説明会へのご出席をお願いいたします。また、ご出席にあたっては事前申込み制とさせていただきます。

説明会へのご出席が、本事業への参加にあたっての条件の1つとなりますので、ご出店をお考えの方は必ずご出席ください。

#### (1) 出店者説明会日時

<1回目> 11月5日(木) 10時～ 場所:保土ヶ谷公会堂1号会議室

<2回目> 11月10日(火) 14時～ 場所:保土ヶ谷公会堂1号会議室

※1回目、2回目は、いずれも同じ内容となりますので、いずれか1回ご出席ください。

※いずれもzoomによる参加も可能です(顔出しを参加条件とします)。

#### (2) 出店者説明会出席申込みについて

##### ア 申込み期限

10月29日(木) 17時(郵送の場合、消印有効)

※いずれの回のお申込みであっても、同じ申込み期限となります。

※新型コロナウイルス感染拡大防止の対応をとるため、予め出席者数を把握させていただきたく、期限までのお申込みにご協力をお願いいたします。

##### イ 申込み方法

「出店者説明会申込書」を郵送、FAX、E-mailまたは直接持ち込みにて保土ヶ谷区地域振興課地域活動係までご提出ください(あて先はP. 2をご参照ください)。なお、FAXで申し込まれる場合は、必ずお電話で当区側にて受信できているかご確認ください。

### 2 食品表示ラベルの作成

飲食物を、店舗以外の場所で販売を行う場合は、食品表示ラベルをお弁当のパッケージに貼付する必要があります。今回は、出店申込みの際に実際にご使用いただく食品表示ラベルをご提出いただきますので、出店申込みの前に出店者説明会で配布する「表示例」を参考にラベルを作成してください。なお、食品表示ラベルの作成は保土ヶ谷福祉保健センター生活衛生課食品衛生係(問い合わせ先はP. 2)に相談を行いつつ進めてください。

※出店申込み後に、食品表示ラベルについて誤りがわかった場合は、出店をお断りすることがありますので、予めご了承ください。

### 3 「ほ도가やお弁当まつり出店申込書」(出店者説明会にて配布します)の提出

期限までに「ほ도가やお弁当まつり出店申込書」及び添付書類を揃えて、郵送または直接持ち込みで保土ヶ谷区地域振興課地域活動係までご提出ください(あて先はP. 2)。

**申込み期限 11月27日(金) 17時必着**

※「ほ도가やお弁当まつり出店申込書」は出店者説明会にて配布します。

※期限を超過した申込書は、一切お受けいたしません。

※申込事業者数が多数となった場合、抽選となることがありますので、ご了承ください。

#### 4 出店者の決定・出店日等のお知らせ（12月中旬）

出店申込者に対し、出店の可否決定に併せて出店日等詳細についてお知らせします。お知らせする項目としては、次の事項を想定しています。

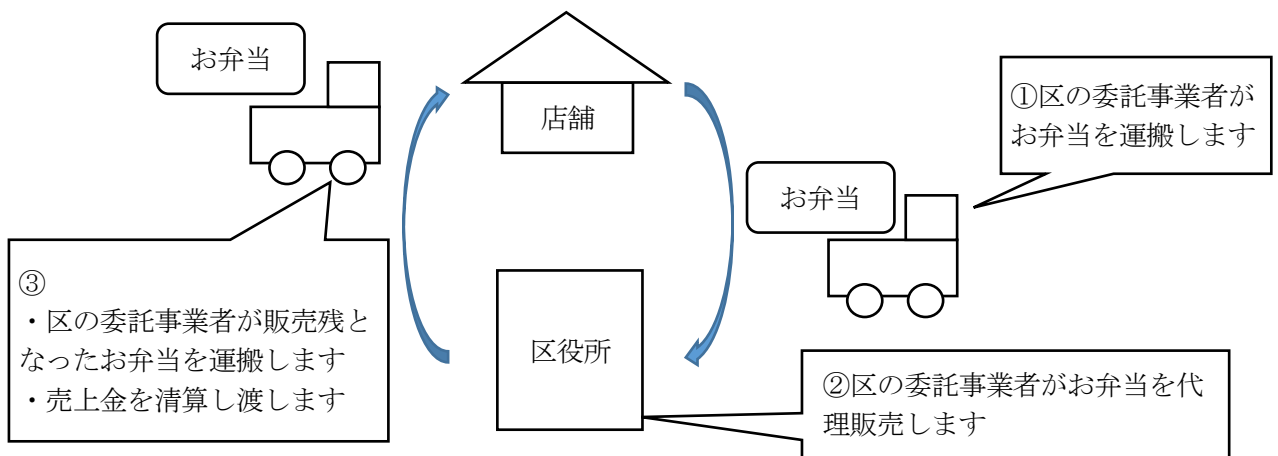
※申込事業者数によっては、出店の可否については抽選となる場合がありますので、ご了承ください。

<お知らせ項目>

- ・ 出店日（期間）
- ・ お弁当回収時間・返却時間
- ・ お弁当販売数（上限20食）

#### 5 出店

##### (1) 当日の動きイメージ



##### (2) 当日タイムスケジュール（予定）

時間（目安です）	各出店者様	区（委託事業者）
～09：00	お弁当を調理し、お弁当箱に詰め終える	
09：00～10：30	区（委託事業者）に、お弁当を引渡す ※お弁当個数確認	各事業者様の店舗に行き、お弁当を受取る ※お弁当個数確認
10：30～11：00		区庁舎にて販売ブース準備
11：00～14：00		お弁当販売
14：00～15：00		精算、販売ブース片付け
15：00～16：00	区（委託事業者）から、お弁当残部、売上金を受取る ※各項目を確認後、確認用の書類に押印	各事業者様の店舗に行き、お弁当残部、売上金を引渡す ※各項目を確認する

## 3. 出店にあたっての募集条件

### 1 募集条件について

出店にあたっては、募集条件をよくご確認いただき、全ての項目にご了承いただいた事業者様のみ、申込みをお願いいたします。申込み前及び後に関わらず、募集条件の変更については一切お受けできませんので、予めご了承ください。

また、申込み決定後であっても、募集条件の遵守や区の指導に従っていただけない場合、出店を取り消させていただく場合がありますので、ご注意ください。

### 2 出店資格について

- (1) 令和2年10月末日時点で、食品衛生法に基づく「飲食店営業許可」（露店・自動車・簡易な調理に限る等の許可証は不可）を取得し、食品衛生責任者が設置されていること。
- (2) 飲食店の代表者が、次のいずれかに該当する者でないこと。
  - ア 暴力団員が事業主または役員に就任している
  - イ 暴力団員が実質的に運営している
  - ウ 暴力団員であることを認識したうえで、従業員として雇用している
- (3) 出店者説明会に出席していること（zoom参加の場合は、顔出しを参加条件とします）。

### 3 出店日、回数等について

- (1) 各事業者様の出店日は、お弁当まつり期間中、一部の日程となります。
- (2) 出店日・出店回数は、申込受付後に保土ヶ谷区地域振興課で調整し、各出店者様へお知らせいたします。
- (3) 出店にあたりお弁当の引き渡し等のため、予め区が指定した出店日の特定の時間に、店舗にて待機してください（個数、売上金額等の確認のうえ、署名をお願いします）。

### 4 出店者説明会について（P. 3参照）

- (1) 出店を申込みされる事業者様は、必ず出店者説明会にご出席ください。ご出席のない事業者様は、出店の申込みをお受けできません。
- (2) 本申込みとなる「ほどがやお弁当まつり出店申込書」は出店者説明会にて配布します。
- (3) 出店者説明会は、事前に出席の申込みが必要となります。新型コロナウイルス感染拡大防止の対応をとるため、予め出席者数を把握させていただきたく、ご協力をお願いいたします。

### 5 お弁当について

- (1) お弁当は1事業者あたり1種類とし、当日に調理したもののみお受けいたします。
- (2) お弁当は、販売価格を1食あたり500円～1,000円（税込）とし、個数は1日あたり20食を上限とします。
- (3) お弁当のメニューは、「ほどがやお弁当まつり出店申込書」提出日現在、店舗にて提供しているメニューの中から選定すること。なお、お刺身等の生ものは使用しないこと。

- (4) お弁当には、箸、スプーン、フォーク等の食器を必ず用意すること。
- (5) チラシはA4判1枚(両面印刷可)まで可とし、区(委託事業者)への引き渡し前に輪ゴム等でお弁当の底部に添付すること。

## 6 食品衛生について

食品衛生に係る安全を担保するため、次の項目を遵守またはご了承ください。

- (1) 食品衛生法等、飲食物の調理や提供に係る各種法令を遵守すること。
- (2) お弁当の蓋(表面)に食品表示ラベルを貼付すること。
- (3) 食品表示ラベルは、既に出店者が使用しているもの、または「ほどがやお弁当まつり出店申込書」の提出前までに、保土ヶ谷福祉保健センター生活衛生課食品衛生係及び保土ヶ谷区地域振興課地域活動係(問い合わせ先P. 2)の確認を受けたものを使用すること。
- (4) 委託事業者がお弁当の受取りに伺うまでに、調理を完了のうえ、あら熱をとるなどし、運搬車両に運び入れる準備を終えていること。  
※運搬用のクーラーボックス等は、区(委託事業者)が用意します。
- (5) 食中毒等事故が発生した場合は、原則として各出店者様が責任を負うこと。
- (6) 売れ残ったお弁当は、必ず廃棄すること。

## 7 精算について

- (1) 売上金については、当日の夕刻、販売残のお弁当とともにお渡しします。
- (2) 売上金のお渡しの際、当日の売上個数、金額等を記載した書類をお持ちしますので、書類の内容及び売上金をご確認のうえ、ご担当者様の署名をお願いいたします。なお、各出店者様には、書類の控えをお渡しいたします。

### **[コラム]お弁当まつりはメリットがいっぱいです！**

#### **メリット1 コストはお弁当のみ！**

販売場所の運営も運搬も区の委託事業者が実施するので、飲食店の皆さまにはお弁当だけご用意いただければOKです！もちろん出店料も無料！

#### **メリット2 お弁当の売り上げは、もちろんお店のもの！**

コストはお弁当をつくるだけ？それなら売り上げから一部経費をとられるんじゃないの？  
そんなことはありません。売り上げは全額、当日の夕方にお店までお持ちしてお渡しします！すぐに売り上げが加算できるので、その月のお店の売り上げの“足し”にしましょう！

#### **メリット3 手軽にお店、メニューをPRできます！**

お弁当でお店の自慢の味をPRする。それだけでも、お客様には届くかもしれませんが、せっかくなら、お店にも来てもらいたいですよね。

そこで！お弁当にチラシもつけてお店の場所をお知らせし、さらにお弁当には入れられなかった他のメニューもPRしましょう！

#### **メリット4 区も積極的にPRします！**

区も既存の広報だけでなく Twitter なども活用します！リツイートされれば更に広報効果もUP！？